

第 21 号 議 案

長崎県証紙条例の廃止及び長崎県税条例の一部を改正する条例案を次のとおり提出する。

令 和 6 年 2 月 20 日

長 崎 県 知 事 大 石 賢 吾

長崎県証紙条例の廃止及び長崎県税条例の一部を改正する条例

(長崎県証紙条例の廃止)

第 1 条 長崎県証紙条例（昭和41年長崎県条例第33号）は、廃止する。

(長崎県税条例の一部改正)

第 2 条 長崎県税条例（昭和47年長崎県条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第60条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、省令で定める申告書又は規則で定める修正申告書に証紙を貼ることに代えて証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）による納税証紙印の表示を受けなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、証紙に代えて、納付すべき環境性能割額に相当する現金を納付することができる。</p> <p>(自動車税の申告納付又は証紙徴収の方法)</p> <p>第65条 知事は、法第159条の規定により環境性能割を申告納付の方法によっ</p>	<p>(環境性能割の納付の方法)</p> <p>第60条 環境性能割の納税義務者は、環境性能割を納付する場合（当該環境性能割額に係る延滞金額を納付する場合を含む。）には、省令で定める申告書又は規則で定める修正申告書に<u>県が発行する証紙</u>を貼ることに代えて証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）による納税証紙印の表示を受けなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、証紙に代えて、納付すべき環境性能割額に相当する現金を納付することができる。</p> <p>(自動車税の申告納付又は証紙徴収の方法)</p> <p>第65条 知事は、法第159条の規定により環境性能割を申告納付の方法によっ</p>

て、又は法第177条の11第3項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収しようとする場合には、納税義務者から提出された第60条に規定する申告書若しくは修正申告書又は前条第1項に規定する申告をする書面（以下この条及び次条において「申告書等」という。）に証紙を貼ることに代えて収納計器により納税証紙印を表示しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、徴収すべき環境性能割又は種別割の税額に相当する現金の納付を受けた後、当該申告書等に納税済印を表示するものとする。

2 前項の納税証紙印の表示は、知事の指定する自動車税証紙売りさばき人（以下この条において「売りさばき人」という。）が行うものとする。この場合において、売りさばき人が収納計器により申告書等に納税証紙印の表示を行ったときは、証紙を売りさばいたものとみなす。

3 知事は、前項の規定により売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第93条の4 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受けるときに、知事の定める書面に前条の証紙（以下この条において「証紙」という。）を貼付しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後、納税済印を受けることによって、証紙の貼付に代えることができる。

2 前項に規定する証紙の貼付は、知事の指定する狩猟税証紙売りさばき人（以下この条において「売りさばき人」という。）が証紙の売りさばきと合わせて行うことができる。

て、又は法第177条の11第3項の規定により種別割を証紙徴収の方法によって徴収しようとする場合には、納税義務者から提出された第60条に規定する申告書若しくは修正申告書又は前条第1項に規定する申告をする書面（以下この条及び次条において「申告書等」という。）に県が発行する証紙を貼ることに代えて収納計器により納税証紙印を表示しなければならない。ただし、知事が必要と認めるときは、徴収すべき環境性能割又は種別割の税額に相当する現金の納付を受けた後、当該申告書等に納税済印を表示するものとする。

2 前項の納税証紙印の表示は、知事の指定する自動車税証紙売りさばき人（以下この条において「売りさばき人」という。）が行うものとする。この場合において、売りさばき人が収納計器により申告書等に納税証紙印の表示を行ったときは、県が発行する証紙を売りさばいたものとみなす。

3 長崎県証紙条例（昭和41年長崎県条例第33号）第4条及び同条例第5条第3項の規定は、収納計器による自動車税の徴収及び売りさばき人の指定等について準用する。

（狩猟税の証紙徴収の手続）

第93条の4 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受けるときに、知事の定める書面に前条の証紙を貼付しなければならない。ただし、知事がやむを得ないと認める場合は、証紙の額面金額に相当する現金を納付した後、納税済印を受けることによって、証紙の貼付に代えることができる。

2 長崎県証紙条例第4条から第7条までの規定は、狩猟税を証紙徴収の方法により徴収する場合について準用する。この場合において、同条例第4条中「第2条の規定により歳入を徴収したときは」とあるのは「長崎県税条例第93条の2の規定により狩猟税を徴収したときは」と、同条例第7条第1号中「第3条の規定による」とあるのは「長崎県税条例第93条の3で

定める」と読み替えるものとする。

3 知事は、前項の規定により売りさばき人を指定したときは、直ちにこれを告示しなければならない。指定を取り消したときも、また同様とする。

4 消印された証紙又は著しく汚染し、若しくはき損した証紙は、無効とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年1月1日から施行する。

(長崎県証紙条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に廃止前の長崎県証紙条例第5条第1項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）が売りさばいた証紙（著しく汚染し、又は損傷したものを除く。以下同じ。）は、施行日から令和7年3月31日までの間は、なお従前の例により手数料を徴収することができる。

3 証紙を保有する者（売りさばき人を除く。）は、施行日から令和11年12月31日までの間、これを知事に返還して、券面金額の合計金額の還付を受けることができる。

4 売りさばき人は、施行日前に買い受けた証紙及び売りさばき人証を施行日以後、遅滞なく返還しなければならない。この場合において、知事は、令和11年12月31日までに当該返還をした者に対し、返還した証紙の券面金額の総額から施行日における取扱手数料に相当する金額を差し引いた金額を還付するものとする。

(提案理由)

手数料の納付におけるキャッシュレス決済を推進するため、長崎県証紙条例の廃止及び所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。